

介護保険料は納期限までに納めましょう

介護保険料は法律の定めにより40〜64歳までは加入している医療保険料と合わせて納めますが、65歳になると個人ごとに市町村（鳥栖地区広域市町村圏組合）へ納める方法に変わります。

納め方は特別徴収（年金天引き）が原則ですが、65歳になられたばかりの方や年金が年額18万円未満の方などは普通徴収（納付書または口座振替）で納めます。

期限を過ぎても未納の状況が続きますと給付制限（利用者負担が1割から3割に引き上げられる等）がかかることがありますので、介護保険料は納期限までに納めましょう。

▽納期限の設定について

納期限は、原則、各納期月の月末ですが、月末が土・日曜日、祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日となります。このことから、同じ月（月初めと月末）に2回納付となる月があります。

また、12月は25日が納期限となりますので、ご注意ください。
※口座振替申込み・問合せ先
鳥栖地区広域市町村圏組合
介護保険係
☎513637

納期	納期限及び口座振替日
1期(6月)	7月1日(月)
2期(7月)	7月31日(水)
3期(8月)	9月2日(月)
4期(9月)	9月30日(月)
5期(10月)	10月31日(木)
6期(11月)	12月2日(月)
7期(12月)	12月25日(水)
8期(1月)	令和2年1月31日(金)
9期(2月)	令和2年3月2日(月)
10期(3月)	令和2年3月31日(火)

介護保険は、介護が必要となった時の不安や負担を、社会全体で支えあう制度です。ご本人や家族のため、介護保険運営の大切な財源である介護保険料の納付にご協力ください。

お気軽にご相談ください 特設人権相談所を開設します

町では、特設人権相談所を開設します。いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音、その他人権に関わる問題で悩みことなどありましたら、お気軽にご利用ください。

▽日時

6月1日(土)午後1時〜4時

▽場所

基山町民会館 2階会議室A

※問合せ先

総務企画課 文書法令係

☎92-2188

電話による相談（人権相談全般）

も受け付けています。

▽受付時間

月〜金曜日の午前8時30分

〜午後5時15分（祝日を除く）

☎0570-0003-110

（ゼロゼロみんの110番）

※電話は最寄りの法務局につながります。

配食サービス事業における利用料の変更のお知らせ

町では、栄養バランスのとれた食事の提供と、安否確認の実施を目的に「基山町配食サービス事業」を実施していますが、昨今の食料費や燃料費等の物価上昇他の諸事情により、現在のサービスを維持していくことが困難なため、利用者負担及び委託料を変更します。

なお、現在、配食サービスを利用されていない高齢者の一人暮らしまたは高齢者世帯等の方で、調理が困難な方や1日1回の安否確認を希望される方は、お気軽にご相談ください。

▽変更額

一食あたり 380円

（30円の増額）

▽変更日

5月1日利用分から

※問合せ先

福祉課 高齢福祉係

☎92-7964

石井行政書士事務所

（全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室）

相続・遺言・遺産分割協議書の作成
成年後見（任意後見）・農地転用許可
申請取次に関する資料作成・帰化申請等
会社設立・知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32（高島団地北2丁目）

5月12日は民生委員・児童委員の日です

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。

民生委員・児童委員とは？

住民の立場にたって まちの福祉を担う ボランティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。全国共通の制度として、全国どこでも活動しています。（全国で約23万人）

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」、「かまってほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃいます。民生委員・児童委員には法による守秘義務があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心して相談してください。

ご近所の気になることも ご相談ください

ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かもしれない」、「〇〇さんの姿を見かけないけど大丈夫かな」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。身近な方が民生委員・児童委員に連絡することで、早期対応が可能になります。

こんな活動をしています

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じます。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りをおこなっています。